

綱法成立にむけて

—嘉靖、万曆期における積引問題—

森 紀 子

はじめに

万曆四十六年（一六一八）、巡塩御史竜遇奇の奏⁽¹⁾により提出された塩政綱法は、実際のところ兩淮塩法疏理道袁世振の提言にかかるものであり、その実行も「丁巳年（万曆四十五年）の塩法をもって疏理の始めとなす⁽²⁾」ものであったことはよく知られている。この綱法は、これによって「商専売の制度が確立し、それが清代に継承された⁽³⁾」ものとして、すなわち、「商人には永久に塩引占有権が認められ、子々孫々にその権利を継承させることが許された⁽⁴⁾」点をもって、塩法史上に画期的な意味をもつものとされている。しかし、この効果はいわば結果論的なものであり、綱法成立の意図はあくまでも、万曆年間に積滞した塩引を消化す

ることであったことは、先学も指摘し、何よりも袁世振自身がその議論において詳述しているところである。

綱法実施の前年、やはり袁世振の起草にかかる戸部十議⁽⁵⁾の疏が、戸部尚書李汝華によって奏上されている。この戸部十議の提案が、そのまま綱法として成立実施されたわけではないが、目前の塩政上の問題点に詳しく、我々が当時をうかがうよすがとなる。本論ではこれらの議論を参照しつつ、綱法成立前の、とりわけ嘉靖、万曆期における兩淮塩政上の問題を整理しようとするものである。

(一)

蓋し我朝の塩法、正徳より今に迄るまで凡そ三圧して今甚はだしきとなす。正徳末年、権閥占窩し淮塩大い

に墾す。嘉靖初年に至り、小塩の法をなし、以てこれを疏す。嘉靖末年、鄒懋卿、引三十五万を増行し、淮塩再び大いに墾す。隆慶初年に至り、龐尚鵬、小塩の法に倣い、以てこれを疏す。今に迄るまで十余年来、璫課横行し、淮塩復たびますます大いに墾す。

袁世振の認識では、正徳末年、嘉靖末年の二度にわたる塩法の混乱について、現在（万曆四十四年）は三度目の危機であり、その直接的な原因は十数年来の「璫課横行」にあるとする。ここにいう「璫課」とは、宦官魯保によってもたらされた浮課をさす。

すなわち、万曆年間、王朝財政は大工事費に軍費にと巨大な出費をみたのであるが、その調達のために塩税の増徴がはかられた。寧夏の反乱に際しては八万引の、朝鮮の役（東征）には四万引あまりの塩引が「加増塩」として額外に増設されたのを一例に、各辺の新引増加は毎年二十万を下らず、また、大工事費の工面には、印号も不明な古い廢引（違没引塩）六十余万引がかき集められて額外に流通せしめられる有様であった。こうして、従来九十五万両が定額であった兩淮の塩課銀が、万曆二十三年（一五九五）には

百二十余万両に、二十六年には百四十五万両に増加したのである。かような情況の中に、同年、宦官魯保が兩淮に派遣された。彼は諸士の反対をおしきり「没官余塩」を売却し、辺糧の急缺にあてるべき「存積塩」八万引をも開売した。これらは現塩の準備のない空引であるのに、順次を乱して掣塩（越次超掣）されたため、納銀をおえ正塩の支給をまっていた商人達にしわよせされることとなり、正引は壅滞を極めたのである。万曆三十年にはかような浮課が五十万引に及び、商人からは百四十万両に達する塩銀が借徴せられていたという。これがいわゆる魯保の浮課である。

魯保の死にともない「存積塩」の開売は罷められ、各運司の浮課も蠲免されるなどしたが、旧引の壅滞は解消されることなく、ここに積引の疏通を課題として、袁世振等が塩政改革に着手することとなったのである。

こうしてみてみると、確かに空引の乱発こそが積引の直接的な原因であり、塩政が危機的情況にたちいたる際には、必ずこの額外の増引、乱発があるのであるが、それにしては積引の現象は慢性的ともいえ、兩淮塩政の体系の中に、いわば構造的に積引をもたらず要因があったことも

事實である。今、この間の問題を明らかにすべく、嘉靖初年の塩政事情にまでさかのぼってみよう。

(二)

嘉靖八年という年は、明代塩政史上になかなか象徴的な年といえる。すなわちこの期に集中して、対称的な二つの政策が顕在化するからである。その一つは余塩の添買であり、いま一つは在辺開中法の復活である。

余塩の添買とは、もと塩場で塩を買いつけた商人が、定額以上に塩を持ちだしたことに端を発する(夾帯余塩)。この規定量を超えた塩は私塩とみなされ、官に没収されたのであるが、やがて没収する代りにその商人に納価させるという方針がとられるようになった。これをふまえ、嘉靖期に入ると、正塩一引につき一引ないし二引の余塩を附帯することが義務づけられ、本来、定額のなかった余塩の額数が確定されるとともに、この定額化された余塩については運司において納銀(余塩銀)することが要求された。正塩と余塩はあわせて一包とされ、結局、商人は合法的に従来に二、三倍する量の塩を持ちだすことができるようになって

たのである。

さて、当初、この余塩の合法性を保証するため、塩引の増刷が試みられたのであるが、嘉靖九年の議により、引目の増刷は停止し、余塩については余塩銀を完納した時、小票を発給するという方法がとられることとなった。塩引を必要とする従来の正塩とならんで、現銀と票による余塩がここに制度化されたことは充分注目し得る。(もちろん余塩の完全な制度化にはまだ曲折があり、嘉靖二十年には廃止の議もあるが、ここでは余塩の小票の出現に注目する。)更に目を両浙行塩地にむけると、官塩(正塩)の行きとどかない州県においては官票を発給して、地元の商人に塩の売買を許可するという方式が、地方的政策として嘉靖八年にいち早く出現しているのは興味深い。⁽¹⁰⁾ 両浙においては引塩と票塩は通行の場を異にすることにより並存せしめられるのに対し、淮南の余塩は給票という方式をとりながらも、あくまでも引塩と置きあわせて通行せしめられているところが大いに違うのであるが、塩引によらぬ票の形式がほぼ時を同じくして登場したところに意味を見出すことができよう。

いわゆる「葉淇の変法」、すなわち開中法における運司納銀制は、はやく成化末年にはその事例がみられ、辺商、内商の分立にあって最も重大なモメントとなったというその歴史の意義は、藤井宏氏によつてすでに詳細に論証されている。⁽¹⁾

そもそも塩を商品とみきわめた時、その流通をになう専売制度が、経済合理性にそむく不自然な存在であることは、今更いうまでもないことであるが、塩の専売と北方辺糧の調達をドッキングさせた開中法にいたつては、二重の機能がかせられたことにより、機能分離の傾向を本来的に内包する、それ自体矛盾的な存在となつていた。そうであれば、北辺における納糧から解放された運司納銀制とは、出現すべくして出現したものといえ、経済性を追求する塩商の、いかに手早く現物塩を手に入れるかという志向によく合致したものであった。運司納銀制が成立した背景に、揚州塩商の存在がとりざたされることは、理由のないことではない。⁽²⁾

しかしながら、北方辺糧の問題は絶えずむしかえされ、とりわけ北辺の軍事問題が現実味をもつてきた嘉靖期に

は、霍輶、桂萼等の上奏が相つき、在辺開中法が本格的に復活せしめられることとなつたのである。

葉淇の変法より、辺儲多く缺す。嘉靖八年以後、稍々開中を復し、辺商中引し、内商守支す。⁽³⁾

この『明史』食貨志の記事が、嘉靖八年をメドにしてこの運司納銀制から在辺開中法への復活を述べていることに改めて注目したい。

私が、嘉靖八年という年に象徴的な意味をもたせたのは以上の説明につきる。こうして北辺における開中によつて得られた塩引には正塩を支給し、運司において納銀して得られた小票には余塩を収買させ、しかも塩引の正塩と小票の余塩は一包にセットして通行させられるという基本的な構図が、建前として成立した。この構図は嘉靖、万曆を通じて順守されるべき定法であつたが、実際に運営されてみると、慢性的に積引を発生させることとなつたのである。今、その点を考察してみよう。

(三)

先に私は、定額化された余塩が正塩に付加せしめられた

ことを目して、「商人は合法的に従来に二、三倍する量の塩を持ちだすことができるようになった。」と表現した。このような肯定的な表現は、大資本を殖する商人についてならばいざしらず、現実にははなはだあたらないうものといわざるをえない。専売制度は塩の流通になうといいつつ、実は徴税体制に他ならないことを思えば、余塩銀とは、附加税が加重されたことであつた。北辺で開中に応じた辺商にとって、さらに余塩銀を南の運司において納めることはまことに困難なことであり、復活した開中法が従前の開中法と根本的に違う点でもあつた。

辺商の中には余塩の解決を求めて政治的に働きかけるものもいたのである。すなわち、隆慶二年七月、大学士徐階が戸科左給事中張齊に弾劾されるということがあつた。徐階は反論しながらも、休暇を願うのであるが、のちに都察院左都御史、王廷遂により次のようなことが判明した。張齊は、以前宣府、大同に職務で赴いた時、父と親しい塩商楊四和なる人物から、数千金の賂いをうけた。帰京するとその意を体して、「辺商を恤れみ余塩を革ためよ」等の數事を言上した。しかしいづれも実行しがたく、徐階に格

されることになつた。事が実現しなかつたのをみて、楊四和が張齊の父のところへ金をとり返しにいったため、賂いの事実が露見しそうになり、罪になることをおそれた張齊が先手をうって徐階を弾劾したのであつた。この事件そのものは張齊父子が逮捕されて終つたのであるが、辺商にとって余塩が大きな負担であつたことは明らかである。

ところで運司納銀制が行われるとともに、北辺で開中に応じていた山西商人達が商屯をたたみ、多数、江南に移住してきたことは周知のことである。このため、再び北辺での開中が復活しても、開中に応じる辺商に大資本のものは少なかつた。ために大部分の辺商は手にいれた塩引や倉勘を内商に転売し、自ら余塩銀を納めて塩の売買にかかわることはなくなつていた。積引とは、この辺商の塩引が売れないという側面をも指す。辺商の塩引はなぜ売れなくなるのであろう。

涂宗濬（南昌人、万曆十一年進士）は「辺塩壅滯疏」の中で辺塩の六つの苦しみをあげている。

商人党守倉等、苦しみて称す。辺塩通ぜず。引積して用うる無し。家家本を虧く。懇詞し退かんことを求む

と。本道再三曉諭すれば則ち皆泣懇す。山西の大賈皆去る。土著の資本幾何ぞ。原買の旧引、堆積して行われず。財本己に竭するに今新引を派せらる。力承する能わず。死徙門なしと。その故を細詢するに、蓋し江南の塩吏、塩官の失政に縁る。城社の徒、依附して姦を為し、巧みに名色を立て、恣肆漁獵す。弊竇多端なり。辺塩の如きは毎引每包重さ五百五十斤に至るを例とす。而るに彼の塩は毎引每包二千五百斤。……是れ彼の利を得ること四倍にして辺塩利少し。人の承買するなし。坐困の一なり。辺塩は堆積三四年にして方めて発売するを得るもまた例なり。而るに彼の塩は朝に中して暮に鬻ぐ。堆積を容るるなし。……是れ彼の利を獲ること捷徑にして辺塩遲滞す。人の承買するなし。坐困の二なり。塩誌開載すらく。商塩は必ず挨単順序し、塩院の委官盤掣を候ちて後発売すと。彼の塩は単目に登せず任意中発売。既に守候の艱なくまた掣盤の費なし。人皆樂しみて趨る。辺塩壅滞し引售るるを得ざる所以なり。坐困の三なり。且つ彼の塩の発売するや執りて小票あり。聯艘販運し、江浙呉楚の閭、何処

にか到らず。……彼の余塩、既に己に盛行す。辺塩あると雖も、尋ねて買主なし。坐困の四なり。先年、塩法の通行するや、或いは辺商故土に安んじ、遠渉を樂します。則ち南商の辺に來りて塩引を収買するあり。引もまた壅するなし。今小票便にして利を得ること広し。誰か數千里避荒の路を驅馳して買引せんや。近年以來、塞上南商の跡なし。辺商、官刑に迫られ納粟中引するも人の承買するなし。齎ちて江南に至り株守累月し、盤纏罄尽し、減価すると雖も售るるを得ず、坐困の五なり。辺方の准塩、毎引価五錢。並びに彼にありて加納せる余価共に七錢五分。今江南の価銀、止だ四錢四分を得るのみ。是れ、本銀を虧折すること三錢分。……四五年の間周転し郷に還えること能わず。一坐困の六なり。此くの如き六蠹、率むね私塩偏行し小票通じて官引滯こおるに由る。……

長きを厭わず引用したこの文からみられることは、「辺塩」に対して、「彼の塩」としてあげられている別体系の塩が、江南に流通していることである。「彼の塩」は一引あたりの量目も多く、堆積守支することなく、造單して掣驗

することもない。辺塩の滞滞ぶりにくらべ、有利なことの上もない。彼の塩とは具体的に何をさすのであろうか。その発売には小票を執るといふことから一応、余塩か、浙江等一部地方で実行されている票塩かをさすものと思われるが、余塩を購入するには引塩を有することが必要とされ、票塩の実行は引塩と地域を分つという建前からすれば、引塩と小票が競合するといふことはあつてはならないはずであつた。しかるに、上述の事態は、引塩を帯することなく余塩が流通せしめられたか、あるいは、引塩の地方に票塩が越境して流通せしめられていることに他ならなかつた。ともに私塩とみなされるべき不法行為でありながら公然とまかり通り、ついに辺商の引塩が、値下げしてもなお売れないという事態を招来するに至つたといふのである。

浙江等の地方的政策である票塩についてはここではおき、両准において引を有することなく余塩のみが流通するといふことがどのようにしてあつたのであろうか。

嘉靖の初期、延綏、遼左の二辺において、両准の余塩七万九千余引を開中するといふことがあつた。『明史』ではこれをもつて余塩通行の端緒としているのであるが、正塩

がその支給までに時間がかかるのに対して、余塩の開中は、勘合を受領しさえすれば、すぐに買いつけることができたため、開中を願うものが多く、盛んに行われるようになり、正塩の開中を願うものは少なくなつてしまつたといふ¹⁶⁾。この時点では、確かに余塩の開中は正塩と並行する存在であつた。しかし、それが正塩を圧するといつて定額化され、票を給して正塩に附帯されることとなつたのが、先述のように嘉靖九年であつたのだから、これは今問題にしている余塩の分離現象と直接かかわるものではない。あくまでも正塩と余塩が一包としてあり、引と小票を両有することが建前となつていながらの分離を問題にするのである。袁世振はその『兩淮塩政疏理成編』の中で「虚単」ということをいつている。

所謂虚単とは、ただ商人の報名に抛りて単上に入れ余銀を納む。而して引を買い単に補うは後にあり。初時また謂へり、既に預徴にかかれば恐らくは並拳に難からん。姑らく暫らくこれを緩るめんと。而して其をして終に買わざらしむるに非ざるなり。乃ち、各商これに乗じて久しく補空せず。徒づらに占窩をなす。故に

辺引の壜、動もすれば数百万の售れざるに至ると謂うは、職、これ虚搭の故のみと。

これによれば、両准の商人（内商）は、報名して余塩銀を納めれば、辺引を購入していなくても名目上、登單できていたのである。官側は、商人から余塩銀を先取りして徴収（預徴）していたため、辺引を購入し、名実ともに備えることが遅れても大目にみていたのであるが、商人がまたそれをよいことに、いつまでも辺引をかわずしておいたのが虚單である。内商はどうしてそのような挙にでるのであろうか。

そもそも、正塩二百八十五斤、余塩二百六十五斤、合計五百五十斤を一引とすると、この時、正塩として支給すべき倉塩の準備がどれだけあるというのだろうか。

袁世振にいわせれば、両准の額面七十万五千八百八十引のうち実徴の本色は三十七万三千二百余引といふ。ほゞ強にすぎない。内商にしてみれば、辺商の塩引を購入したところでそれのみあう正塩の支給はまるで確実性がないのである。しかも、正徳五年の塩法条例で、千引以上は五年、千引以内は三年以内にその塩引を用いなければ違限として没

収されるといふのである。いつまでも支給されるのをまっていられないとすれば、正塩の不足分はいづれ、杜戸の余塩を購入して補わなければならない。そのくらいならば、始めから辺引を購入せず、余塩だけでまかなうほうが（違法ではあるが）合理的である。また、辺引を購入し合法的に登單すれば、掣塩に至るまで、さらに各種の費用と時間がかかる。名目だけ入単し、余塩を収買して場外に持ち出すことができれば、それにこしたことはないのである。余塩銀を納入しているからには、全くの私塩ともいい難いであろう。内商の動機をこのように推測する時、先に引用した「辺塩壜滞疏」の記述とよく合致するのである。袁世振はさらにいふ。

近ごろ実搭を査驗すると雖も、而も重んずる所は余銀を徴するにあり、則ち輕んずる所は辺引を賣うにあり。

官がこの虚單の実態を調査するにしても、関心するところは内商が余銀を納入しているかどうかにつきる。辺引はすでに北辺で徴税しおわたつたものである。運司においての徴税対象は内商からの余塩銀なのであるから、これはある意味で当然のことといえよう。辺商の塩引が内商によって

購入されなくても、官において損失はないのである。こうして江南において小票の余塩は大いに流通し、それが通例となり、辺引の売れぬ要因を形成したのである。

(四)

余塩が盛んに流通したことに關しては、塩場における問題もからんでくる。そもそも、正塩の定額が¹/₂強しか満たされていないということに、積引を生みだす発端があるのであるが、折色として改徴されているものをのぞき、このように額塩が不足するのは、杜戸が逃亡したのでなければ、生産塩が私販されたことを意味する。杜戸が正塩をノルマとして課されるのに対しては、工本米、ないしは工本鈔が再生産を保障する手当てとして支給されるということは明初の規定であった。しかしこの規定は、ほぼ空文に近いもので、その支給がみられることはほとんどなかったとみられる。そうであれば余塩を生産し、塩商に売りさばく以外、杜戸の生活を支えるものはなかったのである。

ところで、余塩が内商により、盛んに収買されたということは、塩場に好景気がおとづれたことを意味する。嘉靖

末から万曆にかけて、兩淮の塩場では大いに生産力を増強していた。

査し得たるに、淮南安豊諸場は、塩は煎焼に出づれば、必ず藉りて盤鉄を用う。淮北白駒諸場は、塩は灘晒に出づれば、必らず藉りて埤池を用う。然れども盤鉄は原定額あり。埤池は原定口あり。竈戸の能く私専し置造する所に非らざるなり。今則ち、家家鐵を増し戸戸池を開くも場官畏れて敢えて問わず。司官遠くして知るに及ばず。私晒私煎、日に増し月に盛んなり。……嘉靖參拾年に在りて旧盤損壞し、官に告げて修理す。富竈、姦商合謀して弊を作す。始め官に告げて曰く。盤鉄は重大にして脩補に難し。鍋鐵は輕省にして置造に便なり。且つ盤煎の塩は青にして銹し。鍋鐵の塩は白にして潔し。商人取舍するありと。官司その便宜を聴きてこれを許す。鍋鐵の興ること此より始む。然れども猶官に防禁あり。繼いで富竈は經紀と合謀し再び官に白して曰く。鍋鐵置買に容しと雖も但、鉄冶住みて鎮江に在り。長江の險を隔越し置買甚はだ難し。乞うらくは匠を召し揚州に開舗せんことを要む。近くに

就きて買弁すれば、覆溺に遭うを免かれんと。官司また、その欺むく可きの方に墮ちてこれを信じ、遂に鉄匠を召し、白塔河に就きて開場鼓鑄す。而して擅ら私鐵を賣う者は、明目張膽してこれを為す。縦横絡繹し、蕩然としてこれを禁ずるなし。是を以て各場の富龜、家に参伍の鍋を置く者これあり。家に拾の鍋を置く者これあり。貧灶これが傭工となり、草蕩囚りて占せらる。巨船興販し、歳に虚日なし。……⁽²³⁾

これは、隆慶二年、屯塩都御史として両淮にあつた龐尚鵬の疏の一部である。専売制度下、塩場の管理は、製塩手段である鍋や埵池にまで及んだ。その数には定額があり、灶戸の私有は認められていなかった。器具の修理すら官に申し出なければならなかつたのであるが、喜靖三十年、古い鉄盤の修理を願つた淮南の灶戸は、この機に鉄盤から鉄鐵に切り変えることを提案し許可された。すると彼らは、さらに鉄鐵の製作の為に、鎮江の鉄冶を揚州に移住させることを提案し、ついに白塔河に鉄匠の作業場が開設されたというのである。ここで大いに注目すべきは、富灶がこのように提案したのは、「姦商」「經紀」との合謀によるとい

うことである。すなわち製塩業者と商人が、共同で塩場に鉄鍋の作業場を開設する努力をし、その結果、富灶は一家で十にもあがる鍋を私有し、傭工をやとい、生産力の増強をはかっているわけであるが、ここでの商人の役割が、その為の資金の提供、貸与であつたろうことは想像に難くない。商業資本の、生産現場への投資のよい例といえよう。こうして生産手段を拡張して増産にはげんだ余塩が、「巨船興販」されるわけである。すなわち、

今江淮の間の塩徒、高橋大船し、千百もて聚をなし、行けば則ち鳥飛し、止むれば則ち狼踞す。輒ち官兵を殺傷し、近ごろ方めて告せらる。⁽²⁴⁾

という私塩の情景でもあつた。龐尚鵬は、私塩の値を「官価を視るに減ずること十の七八」と表現している。官塩の二〜三割というのである。かように安価な余塩、私塩に市場をせばめられた官塩の辺引が、その買い手を見出せないのはあまりにも当然である。

宣府鎮商人徐恕等、その售れざる倉鈔を抱え、部に赴むき投告し極称すらく。兩淮塩法壞極まれり。引目壅積して售れず。家産賠尽するも路の逃るる可き無し。

只、淮上に往き売るも管れざる所の倉鈔を將つて庫に寄せ、哀れみて比追の新糧を緩まれんことを得んのみと。⁽²³⁾

もともと資力の薄い辺商は、開中に應ずるにあたって、山西商人に資本の援助をうけていたようである。

良に旧法一更して由り、開墾未だ復さず。犬羊も時に擾ぎ、鴻雁集まり難し。加うるに延鎮の土商、一股実の家無し。率むね多く晉地⁽²⁴⁾に借資す。淮塩既に墾す。財本流れず。彼商再借を肯ぜず、此商手を束ねて策なし。⁽²⁴⁾

資金ぐりがつかなくなつてしまつた以上、辺商にはもう新引をひきうけることはできない。

山西の商、資本を急折し、尽ごとく原籍に帰る。土著の商、力窮まりて支するに難し。逃亡半ばを過ぐ。止余の見在の數家、号呼して退かんことを告す。新塩の引目は節に催派を行うも、並びに一人の承する無し。⁽²⁵⁾

袁世振は万曆四十四年の時点で、兩淮の塩課が二年半、停止したままだという。辺商が新引をひきうけられないのと同時に、内商において積引はまたはなはだしかった。

(五)

内商において旧引がたまるのは、根本的には先もいったように、額塩の準備がないこと。浮引が通行せしめられたことによりそれが増幅されたことにつきるのであるが、造単され掣塩されるまでの堆積期間の長さも事態を更に悪化させた。⁽²⁶⁾ただ、掣塩が速やかに行われないうちは、内商と水商が結託して故意に遅延させるといふ事情があつた。

水商は行塩地方の塩価が低い時に販売することを喜ばない。そこで内商に通じて掣塩に應じることがひきのばしてもらい、江広等の地方の塩価が踊貴するのを待つのである。そして見返りとして内商には月々利息を支払うのである。

内商は水商からの手紙が到着してからやと掣塩におもむく有様で、この二商が「月利」を約束しあうことにより現塩の流通は一層慢然とさせられたのである。しかも水商が運司の書手と通同して任意に行塩地を選ぶに至つては、専売制の建前は全く骨抜きにされているといえよう。⁽²⁷⁾

さて、積引に關してもう一つ注意しておかなければならないのは、囤戸の存在である。内商は辺引を購入するに際

してはその買い値をできるだけ低くおさえようとする。そのためには塩引に換える前の倉勘を、北辺に出むき安価に収買するといったことまでするのであるが、塩引の売れない辺商の弱味につけこみ法外な安値で辺引を買ひ占めたのが團戸である。團戸の買い値は一引二、三銭ならいい方で、ひどい時には一銭ないしは七、八分で買いたたいている。そしてこの買ひ占めた塩引を内商に八錢五分で転売しているのである。

「銀は八、九年前に徴し、塩は八、九年後に掣⁽²⁸⁾す。」といわれるよう、内商が余塩銀を納めても、現実に掣塩するまでには十年近くもかかる。しかもまだ行塩できぬうちに新たな引分の報単が要求され、十年間に三回納銀しても一回も行塩できぬという様を呈する(套搭)。数次の納銀に耐えられない貧しい内商は報単をあきらめざるをえず、旧引を持っていても掣塩できずに終る。あるいは財産をかたむけ、引目を質に入れて余塩銀を払いこむものもあり、この預徴にかかる余塩銀の納入に苦しむ内商は当然、塩引の購入を先きのばしにしていくのである。だから一旦、掣塩の時が至ると、急いで塩引を補わなければならず、値が倍になっ

ても團戸から収買するのである。このような辺商、内商に対して圧倒的な優位にたつ團戸の存在が、袁世振の、積引に対する認識をより深めさせたのである。

一般に、袁世振の課題は積引の解消にあり、彼は積引と新引をだきあわせて通行させることによってその解決をはかるうとしたといわれる。それは確かにその通りであるが、もう少し厳密に言えば、彼が心をくだいたのは、見引を通行させることであり、積引と新引をだきあわせて通行させるという方法も、必ずしも彼に始まるものではなかったのである。

(六)

積引の問題は、塩法の実行にあたっては、絶えずつきまわってくるものといつてよい。為政者にとつて問題にしなればならない点は、そこから新引がさばけなくなるという事態が招来されることであり、それによって塩課が停止してしまうことである。そうであれば、なんらかの形で塩政の改革に志せようとするもののみならず、念頭にあることは、積引があるにもかかわらず、新引をどのようにさばるかとい

うことに他ならなかったのであり、積引と新引をだきあわせで同時に通行させるといふ発想は、当然のように生れてくるものであった。一方、積引そのものを解決する常道は「小塩の法」であった。すなわち、一引あたりの塩斤を少くすることによって、積引をさばこうというもので、前述のように、嘉靖期にも、隆慶期にも、そして袁世振自身も採用している。

積引と新引を兼行させるといふ方法の発端がどこにまでさかのばれるのか、今は追及する余地がない。袁世振がその改革を思案するにあたって言及することの多い、隆慶二年の屯塩都御史龐尚鵬の政策をみてみよう。彼の政策は「清理塩法疏」として二十条にのぼって陳述され、先の小塩の実施をはじめ、掣塩の量を増加すること、辺商のために辺引の価を三等に分けて定めること、河塩を停止すること、淮安、揚州、二府における折売の引六万引余を革去して他にわりつけること等々、その内容にはみるべきものがまことに多いが、ここでは当面の関心である積引と新引の兼行についてみてみよう。

今、内商を以て的名を將て報出せしめ、造冊して官

にあり。如し支塩に遇い、橋頂壩に到らば、行して白塔河安東壩各巡司をして塩船を驗放せしむ。商人の該掣塩壱百引の如きは、務めて新引壱百引を見有するを要し、方めて造單、呈掣を准す。驗畢れば、印を用いて鈐記し、再照を得ず。如し新引なければ、過橋入單するを許さず。

ここでの提案は、内商が掣塩するにあたっては、その旧引の数目と同数の新引を現に所有しているかどうかを調べ、新引を所有していないものは登單させないというものである。これは強制的に内商に新引を買いとらせるものといえよう。商人は新旧二種の引を所有することを要求されしかも掣塩するのは旧引分であるのだから、新引と積引を兼行するといつても、内商にとつては預徴に等しいものであつたらう。これにより辺引はさばけても、あるいは、掣塩の引目を増加し、小塩を実施し、河塩の停止をはかるなどして積引の解消を考慮しているにしても、やがて再び積滯する可能性は残っているわけである。

袁世振が改革を考慮中の万曆年間、淮南では「二八套驗」ということが行われていたようである。すなわち淮南の掣

験の定額である八単Ⅱ六十八万引を半々にわけ、旧引三十四万引、新引三十四万引をそれぞれ掣塩させる。新引三十四万引に関しては超掣であるから、ただちに掣験することができる。旧引三十四万引に関しては、「二八抵(套)験」といってその八割に相当する数目の新引Ⅱ旧引を、重ねて購入すること(套買)が要求されるのである。すなわち、総数にして二十七万引の旧引が套買されるということである。袁世振がこの新旧兼行に対してまだ不満を感じるのには、一つにはこの套買のための費用がやはり商人にとって負担であることと、もう一つ、ここでいう新引が万曆三十六年以後のものをさす点である。

先に指摘したように、袁世振にとって旧引を底値で買い占めた國戸の存在は無視できないものであった。彼にとつて常に疑問であったことは、世にいう積滞の旧引とはその実、國戸がすでに占有しているものではないかということである。袁世振にとつて旧引とは、現に辺商が所有しているものでなければならず、彼の認識では、万曆三十九年から四十三年にかけて開中された各辺の倉鈔四十万引のみが正しく辺商の新引であり、それ以前の積引は、國戸の占有

物に他ならない。⁽⁸⁾淮南の現行のやり方のように万曆三十六年から新引として、内商に套買させてみても、結局のところ國戸を利するだけであつて、辺商の急を救うことにはならないのであつた。

積引を國戸の占窩とみなすことによって、袁世振の方針は固まったといえよう。彼の眼目とするところは戸部十議に示されたように、見引を通行させることである。兩淮正引の定額、七十万五千百七十八引と、余塩銀の定額、六十万兩を欠くことなく、しかも兩淮十二単Ⅱ九十万引の掣験の額数内で、この見引と積引の通行を実行できる方法を考えたさなければならなかつたのである。袁世振の課題とされる積引の解消とは、こういう意味あいでのみ内容をもつものであり、積引の大半を國戸の占窩とみなし、対象外としようとしたところに、彼の現実性があると同時に、また國戸の阻害をうけ、妥協を余儀なくさせられた点でもあつたのである。

おわりに

最終的に、袁世振は淮南の紅字簿を点検し、すでに余銀

を納入したものの三十一単（二百六十三万五千引）のうち、消乏銀六十余万引を除いた二百万引を積引の実数とみなした。そして淮南の塩商を十綱に分ち、毎年、一綱ずつ、二十万引の積引を通行させ、残り九綱と附綱で四十八万余引の新引を實行することにした。これで淮南掣塩の額數六十八万引を守って新引、積引二つともども通行でき、しかも一人の商人が新旧同時にだきあわせる必要もなくなった。新引に関しては超掣という便宜をはかり、まず見年の引を實行するという方針にしようとしたのである。こうして十年たてば積引はひとまずクリアできるといふ見込みもたち、新引の流通は塩課の徴収を再び可能にした。これが綱法の⁽³⁶⁾大要である。

徴税をはかる側からみれば、商人とはその把握がなかなか難かしいものである。常に利を求める商人は、塩の流通がスムーズな時には集まるが、塩が行われなくなれば去ってしまう。「綱冊には数千の商名が載っているが、實際に行塩するのは数百余人にすぎない」というのは、清の巡塩御史李贊元のことばである。袁世振が綱冊に名のない者は、塩の流通に關与できぬとしたのは、塩商に特権を与え

たという以上に、徴税対象者をはっきり把握することが目的であったに違いない。しかも袁世振にとって皮肉なことには、各綱の中の有力な内商とは國戸と目していた商人に他ならず、綱冊を編成して開徴すると、彼らのみが多額の銀を完納したのである。⁽³⁸⁾

嘉靖、万曆期、塩政の最大の問題は積引であった。それも辺商の辺引が売れないという側面において事は深刻であった。小票による余塩の盛行という一方の現象が生みだしたこの問題は、運司納銀制を経験した以上、在辺開中を復活したところで、昔日と同じではありえないことを意味する。余塩銀の納入は、運司納銀制の延長にあったといえよう。

江南に形成されていた、塩と現銀の流通体制に接木された辺商の辺引が、瘤のような存在になってしまふことは必然的といえる。辺商の苦痛を除くための見引の流通を眼目とした綱法であったが、國戸の力をぬきにしてはとも成立しえないものであった。國戸に有力内商の寡占的勢力は、綱法によってというより、それ以前からほぼゆるぎのないものとして作られつつあったのである。

〔注〕

- (1) 『明実録』卷五六八、萬曆四十六年四月、乙巳の条
- (2) 『明經世文編』卷四七七、袁世振「兩淮塩政疏理世編」書上李桂亭司徒
- (3) 藤井宏「占窩の意義及び起源」『清水博士追悼記念明代史論叢』五五二頁
- (4) 佐伯富「清代における塩の専売制度」『中国史研究第一』二二三頁
- (5) 『明実録』卷五五二、萬曆四十四年十二月、辛亥の条。『明經世文編』卷四七四、袁世振「兩淮塩政疏理成編」附戸部題行十議疏
- (6) 『明經世文編』同右
- (7) 同治「兩淮塩法志」卷二「古今塩議錄要上」汪硯玉 古今 瑳略塩法論
- (8) 藤井宏「明代塩商の一考察(三)」『史学雜誌』五四一七
- (9) 万曆「大明会典」卷三三、塩法一、兩淮
- (10) 佐伯富「明代の票法」『中国史研究第一』二〇六頁
『統文献通考』卷二十、征榷考、塩鉄
- (11) 藤井宏「明代塩商の一考察(一)」『史学雜誌』五四一五
- (12) 『明史』卷八十、食貨四
- (13) 『明經世文編』卷一八一、桂萼「哈密事宜」自弘治初徐溥在内閣。葉淇為戸部尚書。因与揚州塩商至親遂改此法……
- (14) 『明実録』隆慶二年七月、甲子の条、丙寅の条
- (15) 『明經世文編』卷四四七、涂宗濬「辺塩壅滯疏」

- (16) 『明史』卷八十、食貨四
- (17) 『明經世文編』卷四七四、袁世振「附戸部題行十議疏」塩法議一
- (18) 同右、塩法議、四
- (19) 同右、塩法議、三
- (20) 同右、塩法議、一
- (21) 『明經世文編』卷三五七、龐尚鵬「清理塩法疏」
- (22) 『明經世文編』卷四六〇、李廷機「塩政考」
- (23) 『明經世文編』卷四七四、袁世振「附戸部題行十議疏」
- (24) 『明經世文編』卷四四八、涂宗濬「奏報閱視条陳十事疏」
- (25) 『明經世文編』卷四四七、涂宗濬「辺塩壅滯疏」
- (26) 兩淮においては、掣塩に先だつて造単を行つていた。造単とは巡検司を通過した引塩の数が、ある規定数になるのを待ち一組にまとめることをいう。この規定数は時代によって異なるが、嘉靖七、八年では淮南一単 \parallel 五万引、淮北一単 \parallel 三万引。四単 \setminus 五単になると掣掣した。のち、淮南四単(每単十万引)淮北二単(每単五万引)あるいは淮南六単、淮北四単とその数を増加させ、隆慶二年、龐尚鵬が淮南八単(每単八万五千引)淮北四単(每単五万五千引)と指定した数が定着し、万曆年間に至つてゐる。袁世振は、積引の弊の滋蔓するのは単法に根ざすという。また単法の成立は余塩銀の出現とかかわりがあると思われるが、今はまだ定かでない。
- 夫旧引之不可致詰久矣。其根実始于単法。……往行套搭則不得不用単法。前単套後単。後単搭前単。単口各定則賄消

者難于撥補。……於是慢行塩之令。弊端無尽。皆自單法貽之。〔明經世文編〕卷四七五、塩法議五)

(27) 〔明經世文編〕卷四七五、袁世振塩法議五

(28) 同右、卷四七四、塩法議一

(29) 同右

(30) 〔明実録〕隆慶二年九月、甲戌の条

(31) 見引 淮南銀九錢 淮北銀八錢

起紙関引 " 八錢 " 七錢

到司勘合 " 七錢 " 六錢

(32) 各商人は掣塩ののち運塩して各州県に赴むくが、自ら販売するわけにいかず、殷実の家をして承買せしめ転売させることとし、先に塩の代金を商人にわたさせた。この殷実の家を折塩舖戸といい塩場から遠いところではこれが可能だった。

しかし塩場に近い淮揚二府は、私塩が流通していたため官塩は売れず、舖戸は包陪して破産することとなり、有力者はのがれ、中人がこの役にあてられるという実状であった。そこで

淮揚二府にわりあてられていた折売の引六万引余を他の地方にあてることにして革去し、淮揚二府では票による余塩を通行させたのである。廟尚鵬のこの政策は、私塩を許すものとして批判され、隆慶六年には八千引が復活させられた。以後、

更改不常の有様であったが袁世振は旧額をすべて回復することとした。その引数は、七十万引余ある兩淮の正引の定額外のものとなされ、私塩との競争力をつけるため便宜がはかられ、造單して掣塩することを免じられた。これを食塩という。

(33) 〔明經世文編〕卷三五七、廟尚鵬「清理塩法疏」。また、卷

三六〇「答王總制論屯塩書」も参考。

(34) 〔明經世文編〕卷四七四、袁世振、塩法議三

(35) 同右、卷四七五、塩法議六

(36) 同右、卷四七七、網冊凡例

(37) 康熙「儀徵縣志」卷六、塩漕

(38) 〔明經世文編〕卷四七七、再上李桂亭司徒

(奈良大学非常勤講師)